○総務省令第四号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百三十四条第五項の規定に基づき、地方自治法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和三年一月二十九日

総務大臣　武田　良太

地方自治法施行規則の一部を改正する省令

地方自治法施行規則（昭和二十二年内務省令第二十九号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定は、これを削る。

改正後	改正前
第十二条の四の二　［略］ ［削る］	**第十二条の四の二**　［同上］ ２　電子情報処理組織を使用して契約内容を記録した電磁的記録を作成した場合における前項の電子署名は、当該電子署名を行つた者を確認するために必要な事項を証する次に掲げる電子証明書と併せて送信されるものに限るものとする。 一　総務省関係法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行規則第二条第二項第二号に定める電子証明書 二　その他総務大臣が定める電子証明書
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

附　則

この省令は、公布の日から施行する。